# 内閣官房令・省令

**○内閣官房令第一号**
**法務省令第一号**

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第一号）の一部の施行に伴い、及び矯正医官の兼業の特例等に関する法律（平成二十七年法律第六十二号）第四条第一項の規定に基づき、矯正医官の兼業及び勤務時間の特例等に関する法律第四条第一項の規定による矯正医官の兼業等に関する規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十八年三月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三
法務大臣　岩城　光英

矯正医官の兼業及び勤務時間の特例等に関する法律第四条第一項の規定による矯正医官の兼業等に関する規則の一部を改正する命令

矯正医官の兼業及び勤務時間の特例等に関する法律第四条第一項の規定による矯正医官の兼業等に関する規則（平成二十七年内閣官房法務省令第一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

矯正医官の兼業の特例等に関する法律第四条第一項の規定による矯正医官の兼業等に関する規則

第一条中「矯正医官の兼業及び勤務時間の特例等に関する法律」を「矯正医官の兼業の特例等に関する法律」に、「第八条第二十七項」を「第八条第二十八項」に改める。

**附　則**

この命令は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第一項ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

# 省　令

**○総務省令第二十二号**

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、無線局免許手続規則及び電波法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月二十二日

総務大臣　山本　早苗

無線局免許手続規則及び電波法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令

（無線局免許手続規則の一部改正）

**第一条**　無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表第五号の七の10(1)中「(注9)」を「(注10)」に改め、同10(2)中「(注10)」を「(注11)」に改め、同10(3)ア中「(注11)」を「(注12)」に改め、同10(4)中「(注12)」を「(注13)」に改め、同10を同表の11とし、同表の9を同表の10とし、同表の8中「(注6)(注8)」を「(注7)(注9)」に改め、同8を同表の9とし、同表の7中「すべて」を「全て」に、「(注6)(注7)」を「(注7)(注8)」に改め、同7を同表の8とし、同表の6の次に次のように加える。

7　特定基地局を開設しようとする者が、電気通信事業法第9条の登録を受けている場合にあつては当該登録の年月日及び登録番号（同法第12条の2第1項の登録の更新を受けている場合にあつては、当該登録及びその更新の年月日並びに登録番号）、同法第9条の登録を受けていない場合にあつては同条の登録の申請に関する事項（注1）(注6)

別表第五号の七中注13を注14とし、注6から注12までを注7から注13までとし、同表注5の次に次のように加える。

6　電気通信事業法第9条の登録の申請に関する事項は、申請日（申請をしていない場合にあつては、同条の登録の申請の予定時期）及び申請内容（申請をしていない場合にあつては、予定している申請内容）について具体的に記載すること。

別表第八号注10を次のように改める。

10　工事設計の内容が法第3章の技術基準に相当する技術基準に適合する事実の欄は、「平成何年総務省告示第何号に該当」のように記載するほか、次の事項を記載すること。

(1)　外国の無線局を用いた本邦内における電気通信業務の業務委託について協定又は契約を締結している場合には、その旨

(2)　外国の無線局の無線設備を使用して本邦内において無線局を開設する場合には、その旨

（電波法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

**第二条**　電波法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十七年総務省令第五号）の一部を次のように改正する。

第七条（見出しを含む。）中「住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令」を「住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令」に改め、同条のうち住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令第一条第二十七項第一号の改正規定中「第一条第二十七項第一号」を「第一条第二十八項第一号」に改める。

**附　則**

（施行期日）

**第一条**　この省令は、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十六号）の施行の日（平成二十八年五月二十一日）から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

**第二条**　電気通信事業法等の一部を改正する法律第二条の規定による改正後の法第百三条の五の規定による許可の申請をしようとする者は、この省令の施行の日前においても、この省令による改正後の免許規則別表第八号の規定の例により、その許可の申請をすることができる。

**○法務省令第九号**

地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、戸籍法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月二十二日

法務大臣　岩城　光英

戸籍法施行規則等の一部を改正する省令

（戸籍法施行規則の一部改正）

**第一条**　戸籍法施行規則（昭和二十二年司法省令第九十四号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「これを」の下に「目録とともに」を加え、同条に次の二項を加える。

管轄法務局若しくは地方法務局又はその支局が第一項に規定する帳簿で、前項において準用する第五条第四項に規定する保存期間を満了したものを廃棄するときは、あらかじめ、法務局又は地方法務局の長がその旨の決定をしなければならない。

管轄法務局若しくは地方法務局又はその支局は、帳簿に第一項に規定する帳簿の保存状況を記載するものとする。

第四十九条に次の三項を加える。

第一項の書類で前項の保存期間が満了したものについては、市町村長から移管を希望する旨の申出があつたときは、これを受理し、又は送付を受けた市役所又は町村役場に移管することができる。

第十八条第三項の規定は、管轄法務局若しくは地方法務局又はその支局が前項の書類を廃棄し、又は前項の規定により市役所又は町村役場に移管する場合に準用する。

管轄法務局若しくは地方法務局又はその支局は、第十八条第四項の帳簿に第一項の書類の保存状況を記載するものとする。

第四十九条の二中「廃棄」の下に「し、又は当該市町村長の申出を受けて市役所若しくは町村役場に移管」を加え、同条に次の一項を加える。

第十八条第三項の規定は、管轄法務局若しくは地方法務局又はその支局が前項の規定により同項の書類を廃棄し、又は市役所若しくは町村役場に移管する場合に準用する。

第八十三条前段中「地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、この省令中の」を「この省令中」に、「区、区長及び」を「特別区においては特別区、特別区の区長及び特別区の区役所に、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては区及び総合区、区長及び総合区長並びに区及び総合区の」に改め、同条後段を削る。

（国籍法施行規則の一部改正）

**第二条**　国籍法施行規則（昭和五十九年法務省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「東京都の」を削り、「の存する区域及び」を「にあつては区長」に改め、「区長」の下に「又は総合区長」を加える。

（後見登記等に関する省令の一部改正）

**第三条**　後見登記等に関する省令（平成十二年法務省令第二号）の一部を次のように改正する。